

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 とん税法関係 （不服申立ての手續等） 11—1 法第 11 条において準用する関税法第 89 条及び第 91 条の規定の取扱い並びに不服申立ての手續については、関税法基本通達第 8 章の規定を準用する。	第 1 章 とん税法関係 （不服申立ての手續等） 11—1 法第 11 条《<u>不服申立て</u>》において準用する関税法第 89 条《<u>異議申立て</u>》から第 91 条《<u>関税等に不服審査会に対する諮問</u>》までの規定の取扱い<u>及び</u>不服申立ての手續については、関税法基本通達第 8 章《<u>不服申立て</u>》の規定を準用する。